住宅型有料老人ホーム くらしさ厚別西

重 要 事 項 説 明 書
入　居　契　約　書

株式会社　元気な介護

別記第１号様式（第１２関係）

有料老人ホーム重要事項説明書

		記入年月日	令和3年3月1日
記入者名		所属・職名	管理者

※サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームについては、「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について（平成 23 年 10 月 7 日付厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長事務連絡)」の別紙４の記載内容を合わせて記載して差し支えありません。その場合、以下の１から３まで及び６の内容については、別紙４の記載内容で説明されているものとみなし、欄自体を削除して差し支えありません。

１．事業主体概要

種類	個人/法人	
	※法人の場合、その種類	株式会社
名称	かぶしきがいしゃ げんきなかいご 株式会社　元気な介護	
事業主体の主たる事務所の所在地	〒001-0020 札幌市北区北20条西4丁目2-15	
事業主体の連絡先	電話番号	011-708-3000
	FAX番号	011-708-3030
	ホームページアドレス	なし
		あり：http://genkinakaigo.co.jp/genkinakaigo/
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名	池田　元気
	職名	代表取締役
事業主体の設立年月日	平成16年3月5日	
主な実施事業	※別添１（別に実施する介護サービス一覧表）	

２．施設概要
（住まいの概要）

名称	じゅうたくがたゆうりょうろうじんほーむ くらしさあつべつにし 住宅型有料老人ホーム　くらしさ厚別西	
所在地	〒004-0061	
	札幌市厚別区厚別西1条3丁目3番16号	
主な利用交通手段	最寄駅	厚別駅
	交通手段と所用時間	JR厚別駅より徒歩5分
連絡先	電話番号	011-378-9912
	FAX番号	011-378-9914
	ホームページアドレス	なし
		あり：http://genkinakaigo.co.jp/genkinakaigo/

管理者	氏名	山地　一幸
	職名	管理者
建物の竣工日		令和3年2月17日
有料老人ホーム事業の開始日		令和3年3月1日

（類型）【表示事項】

1　介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合） 2　介護付（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合） [3　住宅型] 4　健康型		
1又は2に該当する場合	介護保険事業所番号	
	指定した自治体名	北海道/札幌市
	事業所の指定日	年　月　日
	指定の更新年月日（直近）	年　月　日

3．建物概要

土地	敷地面積	862.21㎡		
	所有関係	[1]　事業者が自ら所有する土地		
		2　事業者が賃借する土地		
			抵当権の有無	1　あり　2　なし
			契約期間	1　あり 2　なし
			契約の自動更新	1　あり　2　なし
建物	延床面積	全体		683.59㎡
		うち、老人ホーム部分		683.59㎡
	耐火構造	1　耐火建築物 [2]　準耐火建築物 3　その他		
	構造	1　鉄筋コンクリート造 2　鉄骨造 [3]　木造 4　その他（　　）		
	所有関係	[1]　事業者が自ら所有する建物		
		2　事業者が賃借する建物		
			抵当権の設定	1　あり　2　なし
			契約期間	1　あり 2　なし
			契約の自動更新	1　あり　2　なし

居室の状況	居室区分【表示事項】	1 全室個室				
		2 相部屋あり				
		最少		1人部屋		
		最大		1人部屋		
		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分※
	タイプ1	有/無	有/無	10.48㎡	30室	一般個室
	タイプ2	有/無	有/無	㎡		
	タイプ3	有/無	有/無	㎡		
	タイプ4	有/無	有/無	㎡		
	タイプ5	有/無	有/無	㎡		
	タイプ6	有/無	有/無	㎡		
	タイプ7	有/無	有/無	㎡		
	タイプ8	有/無	有/無	㎡		
	タイプ9	有/無	有/無	㎡		
	タイプ10	有/無	有/無	㎡		

※ 「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一時介護室」の別を記入

共用施設	共用便所における便房	8ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房	ヶ所
			うち車椅子等の対応が可能な便房	2ヶ所
	廊下幅	片廊下	1.8m	
		中廊下	m	
	共用浴室	2ヶ所	個室	2ヶ所
			大浴場	0ヶ所
	共用浴室における介護浴槽	0ヶ所	チェアー浴	0ヶ所
		0ヶ所	リフト浴	0ヶ所
			ストレッチャー浴	0ヶ所
			その他（　　）	0ヶ所
	食堂	1 あり　2 なし		
	入居者や家族が利用できる調理設備	1 あり　2 なし		
	エレベーター	1 あり（車椅子対応） 2 あり（ストレッチャー対応） 3 あり（上記1・2に該当しない） 4 なし		
消防用設備等	消火器	1 あり　2 なし		
	自動火災報知設備	1 あり　2 なし		
	スプリンクラー	1 あり　2 なし		
	防火管理者	1 あり　2 なし		
	防災計画	1 あり　2 なし		
その他				

４．サービスの内容

（全体の方針）

運営に関する方針	『暮らしを支え、心を磨く』 私たちは、入居者様の「人としてのあたり前の生活」を支援することで、安らぎある暮らしを支えます。それは、そのご家族の安らぎある暮らしにも繋がります。私たちは想い遣りの心を育みます。暮らしを支えるとは、命を支えることです。相互扶助の精神で想い遣りの心を磨き、入居者様とそのご家族の暮らしを支えることで、関わる人々に元気な毎日を届けます。
サービスの提供内容に関する特色	家庭的な環境の下で、食事や緊急時対応等を行うことにより利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援致します。
入浴、排せつ又は食事の介護	1　自ら実施　2　委託　[3]　なし
食事の提供	[1]　自ら実施　2　委託　3　なし
洗濯、掃除等の家事の供与	1　自ら実施　2　委託　[3]　なし
健康管理の供与	1　自ら実施　2　委託　[3]　なし
安否確認又は状況把握サービス	1　自ら実施　2　委託　[3]　なし
生活相談サービス	1　自ら実施　2　委託　[3]　なし

（医療連携の内容）

医療支援 ※複数選択可		[1]　救急車の手配 2　入退院の付き添い 3　通院介助 4　その他（　　）
協力医療機関	1	名称　ここハートクリニック
		住所　札幌市北区北13条西3丁目2番1号
		診療科目　内科
		協力内容　訪問診療
	2	名称
		住所
		診療科目
		協力内容
協力歯科医療機関		名称　クリアー歯科
		住所　札幌市白石区中央3条5丁目1-1
		協力内容　訪問歯科診療

（入居に関する要件）

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	1 あり　2 なし
	要支援の者	1 あり　2 なし
	要介護の者	1 あり　2 なし
留意事項	入居年齢　65歳以上（応相談） 認知症　可（応相談） 医療的ケア　ご相談ください	
契約の解除の内容	他利用者へ迷惑となる行為を行った場合	
事業主体から解約を求める場合	解約条項	入居契約書参照
	解約予告期間	30日間
入居者から解約予告期間	30日間	
体験入居の内容	1　あり（内容：　　） 2　なし	
入居定員	30名	
その他	身元引受人を定めて頂きますが、適当な身元引受人がおられない場合は、ご相談ください。	

５．職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません）

（職員別の職員数）

	職員数（実人数）			常勤換算人数 ※１※２
	合計			
		常勤	非常勤	
管理者	1		1	
生活相談員				
直接処遇職員				
介護職員				
看護職員				
機能訓練指導員				
計画作成担当者				
栄養士				
調理員	5		5	
事務員				
その他職員				
１週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数※2				

※１　常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。

※２　特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要

（職員の状況）

管理者	他の職務との兼務	1 あり　2 なし	
	業務に係る資格等	1 あり	
		資格等の名称	
		2 なし	

		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数											
前年度1年間の退職者数											
業務に従事した経験年数に応じた職員の人数	1年未満										
	1年以上3年未満										
	3年以上5年未満										
	5年以上10年未満										
	10年以上										
従業者の健康診断の実施状況		1 あり　2 なし									

6．利用料金

（利用料金の支払い方法）

居住の権利形態【表示事項】	1 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式	
利用料金の支払い方式【表示事項】	1 全額前払い方式	
	2 一部前払い・一部月払い方式	
	3 月払い方式	
	4 選択方式 ※該当する方式を全て選択	1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 3 月払い方式
年齢に応じた金額設定	1 あり　2 なし	
要介護状態に応じた金額設定	1 あり　2 なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	1 減額なし 2 日割り計算で減額 3 不在期間が日以上の場合に限り、日割り計算で減額	
利用料金の改定	条件	
	手続き	

（利用料金のプラン【代表的なプランを２例】）

				プラン１	プラン２
入居者の状況	要介護度			要介護1	
	年齢			70歳	歳
居室の状況	床面積			10.48㎡	㎡
	便所			1　あり　[2]　なし	1　あり　2　なし
	浴室			1　あり　[2]　なし	1　あり　2　なし
	台所			1　あり　[2]　なし	1　あり　2　なし
入居時点で必要な費用	前払金			なし	なし
	敷金			72,000円	円
月額費用の合計				102,628円	円
	家賃			36,000円	円
	サービス費用	特定施設入居者生活介護※1の費用			
		介護保険外※2	食費の費用（税込）	40,628円	円
			管理費		
			介護費用		
			共益費	26,000円	円
			その他	※暖房費　12,320円（10～4月の7か月間）	

※１　介護予防・地域密着型の場合を含む。
※２　有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない）

（利用料金の算定根拠）

費目	算定根拠
家賃	建物の建設費、設備備品等を基礎として1室あたりの家賃を算出 36,000円／月
敷金	家賃の2か月分
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
管理費	
食費	1日3食を提供するための費用 月額　40,628円 （朝食　308円　昼食　514円　夕食　514円） ・30日分として算出 ・別途消費税負担あり ・1食640円以下、1日1,920円以下のため軽減税率の対象となります
共益費	水道・光熱費、共用部分の維持管理・修繕費等 26,000円／月
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	

７．入居者の状況【冒頭に記載した記入日現在】

（入居者の人数）

性別	男性	人
	女性	人
年齢別	65歳未満	人
	65歳以上75歳未満	人
	75歳以上85歳未満	人
	85歳以上	人
要介護度別	自立	人
	要支援１	人
	要支援２	人
	要介護１	人
	要介護２	人
	要介護３	人
	要介護４	人
	要介護５	人
入居期間別	６ヶ月未満	人
	６ヶ月以上１年未満	人
	１年以上５年未満	人
	５年以上10年未満	人
	10年以上15年未満	人
	15年以上	人

（入居者の属性）

平均年齢	歳
入居者数の合計	人
入居率※	%
※入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。	

（前年度における退去者の状況）

退去先別の人数	自宅等	人
	社会福祉施設	人
	医療機関	人
	死亡者	人
	その他	人
生前解約の状況	施設側の申し出	人
		（解約事由の例）
	入居者側の申し出	人
		（解約事由の例）

８．苦情・事故等に関する体制

（利用者からの苦情に対応する窓口等状況）※複数ある場合は欄を増やして記入こと。

窓口の名称		住宅型有料老人ホーム　くらしさ厚別西
電話番号		011-378-9912
対応している時間	平日	9:00～18:00
	土曜	9:00～18:00
	日曜・祝日	9:00～18:00
定休日		なし

（上記以外の利用者からの苦情に対応する窓口等状況）

窓口の名称		（株）元気な介護　事業推進部
電話番号		011-708-3000
対応している時間	平日	9:00～18:00
	土曜	
	日曜・祝日	
定休日		土・日・祝日および12/30～1/4

（サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応）

損害賠償責任保険の加入状況	1　あり	（その内容） 事業活動包括保険
	2　なし	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	1　あり	（その内容）
	2　なし	
事故対応及びその予防のための指針	1　あり　　2　なし	

（利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等）

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1　あり	実施日	
		結果の開示	1　あり　　2　なし
	2　なし		
第三者による評価の実施状況	1　あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1　あり　　2　なし
	2　なし		

９．入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	[1] 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
管理規程	[1] 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
事業収支計画書	[1] 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の要旨	[1] 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の原本	[1] 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない

10．その他

運営懇談会	[1] あり	（開催頻度）年 1 回
	2 なし	
	1 代替措置あり	（内容）
	2 代替措置なし	
提携ホームへの移行 【表示事項】	1 あり（提携ホーム名：） [2] なし	
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第１項に規定する届出	[1] あり　2 なし 3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、届出が不要	
高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	1 あり　[2] なし	
有料老人ホーム設置運営指導指針「第6 規模及び構造設備」に合致しない事項	[1] あり　2 なし	
合致しない事項がある場合	・居室面積13㎡を満たしていない ・エレベーターにストレッチャーを収納できない	
「第7 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	1 適合している（代替措置） 2 適合している（将来の改善計画） 3 適合していない	
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項		
不適合事項がある場合の内容	土地・建物に抵当権が設定されている	

添付書類：別添１（別に実施する介護サービス一覧表）

別添２（個別選択による介護サービス一覧表）

※＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

説明年月日　令和　　年　　月　　日

説明者署名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別添１　事業主体が札幌市内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類			事業所の名称	所　在　地
＜居宅サービス＞				
訪問介護	あり	なし	※別表参照	
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし	※別表参照	
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし		
通所リハビリテーション	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし		
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし		
福祉用具貸与	あり	なし	※別表参照	
特定福祉用具販売	あり	なし	※別表参照	
＜地域密着型サービス＞				
定期巡回・随時訪問介護・看護	あり	なし	※別表参照	
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし	※別表参照	
小規模多機能型居宅介護	あり	なし	※別表参照	
認知症対応型共同生活介護	あり	なし	※別表参照	
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし	※別表参照	
居宅介護支援	あり	なし	※別表参照	
＜居宅介護予防サービス＞				
介護予防訪問介護	あり	なし		
介護予防訪問入浴介護	あり	なし		
介護予防訪問看護	あり	なし	※別表参照	
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所介護	あり	なし		
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし		
介護予防福祉用具貸与	あり	なし	※別表参照	
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし	※別表参照	
＜地域密着型介護予防サービス＞				
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし	※別表参照	
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし	※別表参照	
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし	※別表参照	
介護予防支援	あり	なし		
＜介護保険施設＞				
介護老人福祉施設	あり	なし		
介護老人保健施設	あり	なし		
介護療養型医療施設	あり	なし		

別 添 1 別 表

法人が運営する事業所一覧

介護サービスの種類	事業所の名称	所 在 地
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	グループホーム くらしさ手稲	札幌市手稲区富丘2条6丁目2-1
	グループホーム くらしさ厚別	札幌市厚別区厚別西4条4丁目5-2
	グループホーム くらしさ沼ノ端	苫小牧市沼ノ端中央2丁目1-42
	グループホーム くらしさ北広島	北広島市大曲南ヶ丘1丁目12-2
	グループホーム くらしさ室蘭	室蘭市幸町 12-10
(介護予防)認知症対応型通所介護	デイサービス くらしさ手稲	札幌市手稲区富丘2条6丁目2-1
	デイサービス くらしさ厚別	札幌市厚別区厚別西4条4丁目5-2
	デイサービス くらしさ沼ノ端	苫小牧市沼ノ端中央2丁目1-42
	デイサービス くらしさ北広島	北広島市大曲南ヶ丘1丁目12-2
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型ホーム くらしさ厚別西	札幌市厚別区厚別西4条4丁目5-1
	小規模多機能型ホーム くらしさ八軒	札幌市西区八軒6条東2丁目8-10
	小規模多機能型ホーム くらしさ琴似	札幌市西区琴似1条7丁目1-8
	小規模多機能型ホーム くらしさ千歳	千歳市本町5丁目 1502-1
	小規模多機能型ホーム くらしさ拓北	札幌市北区拓北6条2丁目4-6
	小規模多機能型ホーム くらしさ北広島	北広島市大曲南ヶ丘1丁目12-2
	小規模多機能型ホーム くらしさ瓜破東	大阪市平野区瓜破東8丁目1-13
	小規模多機能型ホーム くらしさ澄川	札幌市南区澄川3条1丁目9-63
	小規模多機能型ホーム くらしさ平和通	札幌市白石区平和通11丁目北1-23
	小規模多機能型ホーム くらしさ岩見沢	岩見沢市緑が丘4丁目221番地147
	小規模多機能型ホーム くらしさ室蘭	室蘭市幸町 12-10
(介護予防)特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護 サンヴィレッジ栗山	夕張郡栗山町松風3丁目45-1
	特定施設入居者生活介護 プライエボーリくりやま	夕張郡栗山町中央3丁目192-1
	特定施設入居者生活介護 廣樹庵	夕張郡栗山町中里 61-12
	特定施設入居者生活介護 サンヴィレッジ岩見沢元町	岩見沢市元町3条東5丁目1-5
(介護予防)訪問介護 第1号訪問事業 居宅介護・重度訪問介護	在宅介護サービス くらしさ	登別市登別東町5丁目1-6-203号
	訪問介護ステーション くらしさ緑が丘	岩見沢市緑が丘4丁目221-56
	訪問介護ステーション くらしさ千歳	千歳市本町5丁目 1502-1
	訪問介護ステーション くらしさ栗山	夕張郡栗山町松風3丁目45-1
(介護予防)訪問看護	訪問看護ステーション くらしさ千歳	千歳市本町5丁目1502-3 メイライズA-2
	訪問看護ステーション くらしさ岩見沢	岩見沢市元町3条東5丁目1-5
(介護予防)福祉用具貸与 特定(介護予防)福祉用具販売	福祉用具事業所 くらしさ	札幌市豊平区中の島1条7丁目12－1
居宅介護支援	居宅介護支援事業所くらしさ	札幌市豊平区中の島1条7丁目12－1
	居宅介護支援事業所くらしさ栗山	夕張郡栗山町松風3丁目45-1
	居宅介護支援事業所くらしさ千歳	千歳市本町5丁目1502-3 メイライズA-2

別添２　　有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無								あり	なし
	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス（利用者一部負担※1）		個別利用料で実施するサービス（利用者が全額負担）		包含※2	都度※2	料金※3	備　考	
介護サービス									
食事介助	あり	なし	あり	なし					
排泄介助・おむつ交換	あり	なし	あり	なし					
おむつ代			あり	なし					
入浴（一般浴）介助・清拭	あり	なし	あり	なし					
特浴介助	あり	なし	あり	なし					
身辺介助（移動・着替え等）	あり	なし	あり	なし					
機能訓練	あり	なし	あり	なし					
通院介助	あり	なし	あり	なし					
生活サービス									
居室清掃	あり	なし	あり	なし					
リネン交換	あり	なし	あり	なし					
日常の洗濯	あり	なし	あり	なし					
居室配膳・下膳	あり	なし	あり	なし	○				
入居者の嗜好に応じた特別な食事			あり	なし		○			
おやつ			あり	なし	○				
理容師による理美容サービス			あり	なし		○			
買い物代行	あり	なし	あり	なし					
役所手続き代行	あり	なし	あり	なし					
金銭・貯金管理			あり	なし	○				
健康管理サービス									
定期健康診断			あり	なし					
健康相談	あり	なし	あり	なし					
生活指導・栄養指導	あり	なし	あり	なし					
服薬支援	あり	なし	あり	なし					
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	あり	なし	あり	なし					
入退院時・入院中のサービス									
移送サービス	あり	なし	あり	なし					
入退院時の同行	あり	なし	あり	なし					
入院中の洗濯物交換・買い物	あり	なし	あり	なし					
入院中の見舞い訪問	あり	なし	あり	なし					

※１：利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（１割又は２割の利用者負担）

※２：「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額のサービス費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※３：都度払いの場合、１回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

入 居 契 約 書

事業者　　株式会社元気な介護
　　代表取締役　池田　元気

利用者　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

当事者間において次の通り契約を締結する。

【施設の類型および表示事項】

施設の名称	住宅型有料老人ホーム くらしさ厚別西
施設の所在地	札幌市厚別区厚別西１条３丁目３番16号
施設の類型	住宅型有料老人ホーム
居住の権利形態	利用権方式
利用料金の支払い方式	月払い方式
入居時の要件	自立・要支援・要介護
介護保険	在宅サービス利用可
居室区分	全室個室

第１条（利用権）

１　事業者は次に表示する事業者が運営している住宅型有料老人ホームくらしさ厚別西（以下「施設」といいます。）を以下に記載されている条件で利用させます。

施設の所在地　　札幌市厚別区厚別西１条３丁目３番16号

施設の表示

第＿＿＿＿＿＿号室一戸（以下「施設居室」といいます。）

３　施設の居室外、屋上等については、利用者は施設の入居者とこれを共有します。

４　事業者に必要があるときには、施設の敷地に建物あるいは工作物を建設したり、また造成を加えることができるものとします。

第２条（契約期間と更新）

１　この契約期間は

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日から令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日とします。

２　上記契約期間満了日の３０日以上前に利用者から更新拒絶の申し出がない場合、事業者は利用者に対し本契約と同一内容で１年間更新されたものとし、以後も同様とします。

第３条（利用料金の変更）

事業者は施設に係る地代相当額、火災保険料、施設の維持管理費、施設およびその敷地に賦課される固定資産税その他の公租公課等の負担が増加したとき若しくは事業者が利用させる住宅相互間の家賃の均衡上必要であると事業者が認めたとき、施設に改善を施したとき、また経済状況の著しい変化に伴い、やむを得ない事由がある場合は、第９条の利用料金を増額することができるものとします。

第４条（敷金）

１　利用者は、本契約から生じる債務の担保として、下記に記載する敷金を事業者に交付するものとします。

敷　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円　（生活保護受給者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円）

２　事業者は、利用者が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができます。この場合において、利用者は、本物件を退去するまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることを請求することができません。

３　事業者は、本物件を退去したときには、遅滞なく、敷金の全額を利用者に返還しなければならない。ただし、本物件の退去時に、第７条に記載する費用及び第９条に記載する利用料金の滞納、第２０条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる利用者の債務の不履行が存在する場合には、事業者は、当該債務の額を敷金から差し引いた額を返還するものとします。

第５条（共益費）

利用者は次の各号に掲げる費用（以下「共益費」という。）について、毎月負担し翌月分を毎月指定日までに支払います。

一　施設居室外の電気

二　施設居室外の塵芥処理費ならびに貯水槽の清掃および消毒の費用

三　施設居室内および居室外の電球の取替え費用

四　施設の維持運営に要する経費

第６条（食費）

事業者は利用者に食事（１日３食）を提供し、利用者は食費の翌月分を毎月指定日までに支払います。

第７条（その他のサービス）

１　介護保険対象外サービスについては別途相談の上、請求するものとします。

２　日常生活上必要となる諸費用の実費、日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担していただくことが適当であると認める費用は別途請求するものとします。

第８条（暖房費）

利用者は事業者に対して暖房費を支払うものとします。

第９条（利用料金）

施設の１か月の利用料金は次のとおりとします。

家　　賃　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円（生活保護受給者　＿＿＿＿＿＿＿＿円）

食　　費　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

共 益 費　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

暖 房 費　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円（１０月から４月まで）

合　　計　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円（１０月から４月は＿＿＿＿＿＿＿＿＿円）

生活保護受給者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円（１０月から４月は＿＿＿＿＿＿＿＿円）

第１０条（利用料金の支払い義務）

１　利用料金の支払い義務は、第２条の契約開始日から発生します。

２　利用者の入居期間が１か月に満たないときは、利用料は１か月を３０日とした日割り計算により算出し、その額に１０円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額を請求するものとします。

第１１条（利用料金の支払い期日）

利用者が負担する利用料金は毎月指定日までに、翌月分を事業者の定める収納機関に持参して支払うものとします。

第１２条（遅延利息）

利用者が月額利用料その他の支払いの全部または一部の支払いを遅延したときは、利用者は、その支払いを遅延した額につき年１４.６％の割合の遅延利息を支払うものとします。

第１３条（施設使用上の注意）

利用者は施設の使用方法等に関する事業者の注意にしたがって善良な管理者の注意をもって　施設を使用しなければならない。

第１４条（修繕）

１　事業者は、利用者が施設居室を利用するために必要な修繕・修復を行います。この場合において、利用者の故意または過失により必要となった修繕に要する費用は、利用者が負担するものとします。

第１５条（禁止または制限されるもの）

１　利用者は、施設居室の利用にあたり、施設居室またはその敷地内において、次の各号に掲げる行為を行うことができません。

一　施設居室内に利用者以外の第三者（家族および身元引受人・連帯保証人も含む）の同居

二　銃刀類・爆発物・発火物・有毒物等の危険な物品等の搬入・使用・保管

三　大型の金庫、その他重量の大きな物品等の搬入または備え付け

四　テレビ、大型 CD 等の操作、楽器の演奏その他により大音量等で近隣に著しい迷惑を与える行為

五　施設居室内での喫煙

２　利用者は、施設居室の利用に当たり、事業者の承諾を得ることなく、次の号に掲げる行為を行うことができません。また事業者は、他の利用者からの苦情その他の場合に、その承諾を取り消すことがあります。

一　犬、猫、鳥等のペットを施設居室またはその敷地内で飼育する

二　施設居室およびあらかじめ管理規程に定められた場所以外の共用施設内に物品を置く

三　施設居室内において、営利その他の目的による勧誘・販売・宣伝・広告等の活動を行う

四　施設居室の増築・改築・移転・改造・模様替え、居室の造作の改造等を伴う模様替え、敷地内における工作物を設置する

五　管理規程、その他の文書において、事業者がその承諾を必要と定めるその他の行為を行う

３　利用者は、施設居室の利用にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ事業者と協議を行うこととします。事業者は、この場合基本的考え方を管理規程等により定めることとします。

一　利用者が１か月以上不在にする場合の施設居室の保全、連絡方法、各種費用の支払い方法

二　利用者が第三者を付き添え・介助・看護等の目的で施設居室内に居住させさせる場合の各種費用の支払いとその負担方法

三　事業者が利用者と事前協議を必要と定めるその他の事項

４　利用者が、第１項から第３項の規定に違反もしくは、従わず、事業者または他利用者等の第三者に損害を与えた場合は、事業者または当該の第三者に対して損害賠償責任が生じる場合があります。

第１６条（事業者に通知を必要とする事項）

利用者または身元引受人および連帯保証人は、次に掲げる事項を含め、管理規程その他の文書に規定された事業者への通知の必要が発生した場合には、その内容を遅滞なく事業者に通知します。

一　利用者もしくは身元引受人および連帯保証人の氏名が変更したとき

二　身元引受人および連帯保証人が死亡したとき

三　利用者もしくは身元引受人および連帯保証人について、法令等にもとづく成年後見制度による後見人・保佐人・補助人の審判があったとき、または破産の申立て(自己申立を含む)、強制執行・仮差押え・仮処分・競売・民事再生法等の申立てを受け、もしくは申立てをしたとき

四　利用者が「任意後見契約に関する法律」にもとづき任意後見契約を締結したとき

第１７条（契約の終了）

次の各号のいずれかに該当する場合に、本契約は終了するものとします。

一　利用者が死亡したとき

二　事業者が第１８条(事業者からの契約解除)にもとづき解除を通告し、予告期間が満了したとき

三　利用者が第１９条(利用者からの解約)にもとづき解約をおこなったとき

第１８条（事業者からの契約解除）

１　事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、本条第２項および第３項に規定した条件の基に、本契約を解除することがあります。

一　入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき

二　月額利用料その他の支払いを３か月分以上遅滞するとき

三　第１５条(禁止または制限されるもの)の規定に違反したとき

四　利用者の行動が、他の利用者または事業者の従業員の生命に危害を及ぼし、またはその危害の切迫した恐れがありかつ有料老人ホームにおける通常の介護方法および接遇方法ではこれを防止することができないとき
また、他の利用者と共同生活を円滑に過ごす事が困難と認められたとき

五　建物および、その付帯設備を故意または重大な過失により破損、滅失せしめたとき

２　前項の規定にもとづく契約の解除の場合は、事業者は書面にて次の各号に掲げる手続きを行います。

一　契約解除の通告について９０日の予告期間をおく

二　本条第１項第二号によって契約を解除する場合には、契約解除の通告について３０日の予告期間をおく

三　前号の通告に先立ち、利用者や身元引受人および連帯保証人等に弁明の機会を設ける

四　解除通告に伴う予告期間中に、利用者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には利用者や身元引受人および連帯保証人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力する

３　本条第１項第四号によって契約を解除する場合には、事業者は書面にて前項に加えて次の第一号および第二号に掲げる手続きを行います。

一　医師の意見を聴く

二　一定の観察期間をおく

第１９条(利用者からの解約)

１　利用者は、契約終了予定日（施設居室明け渡し予定日）を定め、事業者に対して、予定日より少なくとも３０日前に解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができます。解約の申し入れは事業者の定める解約届を事業者に届け出るものとします。

２　利用者が前項の解約届を提出しないで施設居室を退去した場合には、事業者が利用者の退去の事実を知った日の翌日から起算して３０日目をもって、本契約は解約されたものと推定します。

３　予告期間のない契約解除の場合には、申し出月以後１か月分の家賃、共益費をいただきます。

第２０条(明け渡しおよび原状回復)

１　利用者と身元引受人および連帯保証人等は、第１７条により本契約が終了した場合には、ただちに家具等、所有物を搬出し、ただちに施設居室を明け渡すこととします。

２　利用者は、前項の施設居室明け渡しの場合に、通常の使用に伴い生じた施設居室の損耗および経年劣化を除き、施設居室を原状回復しなければなりません。ただし、利用者の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しません。

３　事業者および利用者は、施設居室の明け渡し時において、契約時に特約を定めた場合は当該特約を含め、別表第１の規定に基づき利用者が行う原状回復の内容および方法について協議するものとします。

第２１条(財産の引き取り等)

１　事業者は、第１７条による本契約の終了後における利用者の所有物等を、善良なる管理者

の注意をもって保管し、利用者または身元引受人および連帯保証人等にその旨を連絡します。

２　利用者または身元引受人および連帯保証人等は、前項の連絡を受けた場合、すみやかに利用者の所有物等を引き取るものとします。

３　利用者の所有物等を引き取りが遅延した場合、事業者は、利用者または身元引受人および連帯保証人等に対して、前項による引き取り期限を書面によって通知します。

４　事業者は、前項による引き取り期限が過ぎてもなお残置された所有物等については、利用者または利用者の相続人その他の承継人がその所有権等を放棄したものとみなし、事業者において利用者の負担により適宜処分することができるものとします。この場合においては、当該処分の費用を敷金から差し引くことができるものとします。

第２２条(契約終了後の施設居室の使用に伴う実費精算)

利用者は、契約終了日までに施設居室を事業者に明け渡さない場合には、契約終了日の翌日から起算して、明け渡しの日までの管理費相当額を事業者に支払うものとします。ただし、第１７条第一号の規定に該当する場合は、前条第二項に規定する明け渡し期限を本条にいう契約終了日とみなします。

第２３条(敷金の返還)

１　事業者は、本契約が終了し、利用者から施設居室の明け渡しを受けた場合、その明け渡し完了後に遅滞なく敷金を返還します。ただし、事業者は、本件施設居室の明け渡しに際し、利用者に対して未払賃料請求権、現状回復費用請求権その他本契約に関して利用者の債務不履行による損害賠償請求権を有している場合には、敷金をこれらの債務の弁済に充当することができ、その残額を利用者に返還するものとします。

２　利用者は、前項の本契約から生じる事業者への債務を履行しない場合は、施設居室を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることを請求することができません。

第２４条（身元引受人）

１　身元引受人は、事業者が管理規程に定めるところに従い、事業者と協議し、必要なときは利用者の身柄を引き取るものとします。

２　身元引受人は、利用者が死亡した場合の遺体および遺留金品の引き受けを行うこととします。

３　身元引受人は、本契約に基づく利用者の事業者に対する債務について、利用者と連携して履行させるものとします。

４　事業者は、利用者が要支援または要介護状態等にある場合には、利用者の生活および健康の状況ならびにサービスの提供状況等を定期的に身元引受人に連絡するものとします。

第２５条（連帯保証人）

１　連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。本契約が更新された場合においても、同様とします。

２　前項の連帯保証人の負担は、１００万円を極度額の限度とします。

３　連帯保証人が負担する債務の元本は、本契約の解約日または連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

４　連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、債務不履行による損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供することとします。

第２６条（秘密保持）

１　事業者および事業者の従業員は、正当な理由がある場合を除き、利用者に対する介護サービスの提供に際して知り得た利用者および利用者のご家族様の秘密を漏らしません。

２　事業者は、事業者の従業員が業務上知り得た利用者および利用者のご家族様ならびに身元引受人の秘密を退職後漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

３　事業者は、利用者または利用者のご家族様の情報を第三者に提供する場合は、事前に文書で同意を得ることとします。

第２７条（反社会的勢力の排除）

１　事業者、利用者および連帯保証人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

一　本契約締結に際し、現在、自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

二　自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。

三　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

四　自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア　暴力的な要求行為

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ　風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて事業者の信用を毀損し、または事業者の業務を妨害する行為

オ　その他前各号に準ずる行為

２　利用者は、事業者の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に利用権を譲渡し、又は転貸してはならない。

第２８条（契約の解除）

１　事業者または利用者の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができます。

一　第２７条１項各号の確約に反する事実が判明した場合

二　契約締結後に自らまたは自らの役員が反社会的勢力に該当した場合

２　事業者は、利用者が第２７条２項に規定する義務に違反した場合には、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができます。

第２９条（協議等）

事業者および利用者は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

第３０条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた場合には、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

別表第１（第 20 条関係）

【原状回復の条件について】

本物件の原状回復条件は、下記Ⅱの「例外としての特約」による以外は、施設居室の原状回復に関する費用負担の一般原則の考え方によります。すなわち、

- 利用者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等については、利用者が負担すべき費用となる。なお、震災等の不可抗力による損耗、上階の居住者など利用者と無関係な第三者がもたらした損耗等については、利用者が負担すべきものではない。
- 建物・設備等の自然的な劣化・損耗等（経年変化）および利用者の通常の使用により生ずる損耗等（通常損耗）については、事業者が負担すべき費用となるものとします。

Ⅰ　本物件の原状回復条件

（ただし、民法 90 条並びに消費者契約法 8 条、第 8 条の 2、･第 9 条･10 条に反しない内容に関して、下記Ⅱの「例外としての特約」の合意がある場合は、その内容によります。）

1　事業者・利用者の修繕分担表

事業者の負担となるもの	利用者の負担となるもの
【床（畳・フローリング・カーペットなど)】	
1. 畳の裏返し、表替え(特に破損してないが、次の利用者確保のために行うもの) 2. フローリングのワックスがけ 3. 家具の設置による床、カーペットのへこみ、設置跡 4. 畳の変色、フローリングの色落ち（日照、建物構造欠陥による雨漏りなどで発生したもの）	1. カーペットに飲み物等をこぼしたことによるシミ、カビ（こぼした後の手入れ不足等の場合） 2. 冷蔵庫下のサビ跡（サビを放置し、床に汚損等の損害を与えた場合） 3. 引越作業等で生じた引っかきキズ 4. フローリングの色落ち（利用者の不注意で雨が吹き込んだことなどによるもの）
【壁、天井（クロスなど)】	
1. テレビ、冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ（いわゆる電気ヤケ） 2. 壁に貼ったポスターや絵画の跡 3. 壁等の画鋲、ピン等の穴（下地ボードの張替えは不要な程度のもの） 4. エアコン（利用者所有）設置による壁のビス穴、跡 5. クロスの変色（日照などの自然現象によるもの）	1. 利用者が日常の清掃を怠ったための台所の油汚れ（使用後の手入れが悪く、ススや油が付着している場合 2. 利用者が結露を放置したことで拡大したカビ、シミ（事業者に通知もせず、かつ、拭き取るなどの手入れを怠り、壁等を腐食させた場合） 3. クーラーから水漏れし、利用者が放置したため壁が腐食 4. タバコのヤニ、臭い（喫煙等によりクロス等が変色したり、臭いが付着している場合） 5. 壁等のくぎ穴、ネジ穴（重量物をかけるためにあけたもので、下地ボードの張替えが必要な程度のもの） 6. 利用者が天井に直接つけた照明器具の跡 7. 落書き等の故意による毀損
【建具等、襖、柱等】	
1. 網戸の張替え（特に破損はしてないが、次の利用者確保のために行うもの） 2. 地震で破損したガラス 3. 網入りガラスの亀裂（構造により自然に発生したもの）	1. 飼育ペットによる柱等のキズ、臭い（ペットによる柱、クロス等にキズが付いたり、臭いが付着している場合） 2. 落書き等の故意による毀損
【設備、その他】	
1. 専門業者による全体のハウスクリーニング（利用者が通常の清掃を実施している場合） 2. エアコンの内部洗浄（喫煙等の臭いなどが付着していない場合） 3. 消毒（台所・トイレ） 4. 浴槽、風呂釜等の取替え（破損等はしていないが、次の利用者確保のために行うもの） 5. 鍵の取替え（破損、鍵紛失のない場合） 6. 設備機器の故障、使用不能（機器の寿命によるもの）	1. ガスコンロ置き場、換気扇等の油汚れ、すす（利用者が清掃・手入れを怠った結果汚損が生じた場合） 2. 風呂、トイレ、洗面台の水垢、カビ等（利用者が清掃・手入れを怠った結果汚損が生じた場合） 3. 日常の不適切な手入れまたは用法違反による設備の毀損 4. 鍵の紛失または破損による取替え 5. 戸建賃貸住宅の庭に生い茂った雑草

2　利用者の負担単位

負担内容			利用者の負担単位	経過年数等の考慮
床	毀損部分の補修	畳	原則一枚単位 毀損部分が複数枚の場合はその枚数分（裏返しか表替えかは、毀損の程度による）	（畳表） 経過年数は考慮しない。
		カーペット クッションフロア	毀損等が複数箇所の場合は、居室全体	（畳床・カーペット・クッションフロア） 6 年で残存価値 1 円となるような負担割合を算定する。
		フローリング	原則㎡単位 毀損等が複数箇所の場合は、居室全体	（フローリング） 補修は経過年数を考慮しない （フローリング全体にわたる毀損等があり、張り替える場合は、当該建物の耐用年数で残存価値 1 円となるような負担割合を算定する。）
壁・天井（クロス）	毀損部分の補修	壁（クロス）	㎡単位が望ましいが、利用者が毀損した箇所を含む一面分までは張替え費用を利用者負担としてもやむをえないとする。	（壁〔クロス〕） 6 年で残存価値 1 円となるような負担割合を算定する。
		タバコ等の ヤニ、臭い	喫煙等により当該居室全体においてクロス等がヤニで変色したり臭いが付着した場合のみ、居室全体のクリーニングまたは張替費用を利用者負担とすることが妥当と考えられる。	
建具・柱	毀損部分の補修	襖	1 枚単位	（襖紙、障子紙） 経過年数は考慮しない。
		柱	1 枚単位	（襖、障子等の建具部分、柱） 経過年数は考慮しない。
設備・その他	設備の補修	設備機器	補修部分、交換相当費用	（設備機器） 耐用年数経過時点で残存価値 1 円となるような直線（または曲線）を想定し、負担割合を算定する。
	鍵の返却	鍵	補修部分 紛失の場合は、シリンダーの交換も含む。	鍵の紛失の場合は、経過年数は考慮しない。交換費用相当分を利用者負担とする。
	通常の清掃※	クリーニング ※通常の清掃や退去時の清掃を怠った場合のみ	部位ごと、または住戸全体	経過年数は考慮しない。利用者負担となるのは、通常の清掃を実施していない場合で、部位または、住戸全体の清掃費用相当分を利用者負担とする。

設備等の経過年数と利用者負担割合（耐用年数 6 年および 8 年、定額法の場合）

利用者負担割合（原状回復義務がある場合）

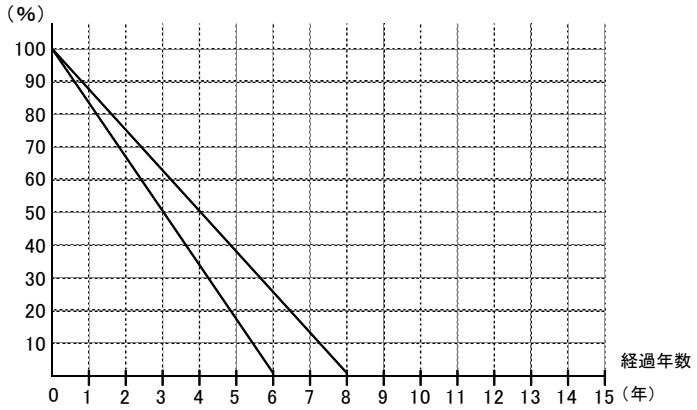

3　原状回復工事施工目安単価

（物件に応じて、空欄に「対象箇所」、「単位」、「単価（円）」を記入して使用してください。）

対象箇所			単位	単価（円）
床				
天井・壁				
建具・柱				
設備・その他	共通			
	玄関・廊下			
	台所・キッチン			
	浴室・洗面所・トイレ			
その他				

※この単価は、あくまでも目安であり、入居時における利用者・事業者双方で負担の概算額を認識するためのものです。

※従って、退去時においては、資材の価格や在庫状況の変動、毀損の程度や原状回復施工方法等を考慮して、利用者・事業者双方で協議した施工単価で原状回復工事を実施することとなります。

Ⅱ　例外としての特約

原状回復に関する費用の一般原則は上記のとおりですが、利用者は、例外として、下記の費用については、利用者の負担とすることに合意します（但し、民法第 90 条および消費者契約法第 8 条･第 9 条･および第 10 条に反しない内容に限ります)。

（括弧内は、本来は事業者が負担すべきものである費用を、特別に利用者が負担することとする理由。）

この契約を証するため、本書３通（連帯保証人を定めない場合にあっては２通）を作成し、利用者と事業者および連帯保証人が署名押印のうえ、それぞれ１通ずつ保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

事業者　　住　所　札幌市北区北 20 条西 4 丁目 2-15
　　氏　名　株式会社　元気な介護
　　代表取締役　池田　元気　　印
　　電話番号　011-708-3000

利用者　　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞
　　（男・女）（明治・大正・昭和　　年　　月　　日生）
（署名代行者）
　　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞　利用者との関係 ＿＿＿＿
　　署名代行の理由　□自署が困難なため　□その他（　　）

身元引受人　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞
　　生年月日 ＿＿＿＿＿大正・昭和・平成　　年　　月　　日生
　　電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿利用者との関係 ＿＿＿＿

連帯保証人　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞
　　生年月日 ＿＿＿＿＿大正・昭和・平成　　年　　月　　日生
　　電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿利用者との関係 ＿＿＿＿

　　極 度 額　100 万円

利用者代理人　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞
　　生年月日 ＿＿＿＿＿大正・昭和・平成　　年　　月　　日生
　　電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿利用者との関係 ＿＿＿＿

入居契約書　別紙１

提供サービスについて

１．基本サービス

（食事の提供）

・１日３食の食事を提供いたします。

・年中行事の場合はご利用者様の同意のもとで特別な食事を提供いたします

・１日３食の食事のうち３日前までの申し出により欠食された場合は、翌月の請求からその分を差し引かせていただきます。欠食の場合の各食事の返金額については、状況により以下の条件で返金するものとします。

①１食単位で欠食した場合：朝食 308 円・昼食 514 円(おやつ込)・夕食 514 円で計算。

②１か月全て欠食の場合　：月額を全額返金。

（その他）

・状況に応じて救急病院へ連絡等、緊急対応いたします。

・入居者の方々の代行として郵便物の受け渡し等、館内での取次ぎ業務を行います。

・利用者様の希望により、日常生活に必要な金銭の保管管理を行います。その場合は、別途同意書を交わします。

２．介護保険サービスの利用

・ご希望に応じて、介護保険サービスを利用することができます。
　ご希望の方はお申し出ください。

（提携事業所）

株式会社ケアコミュニケーションズ

・アイケア札幌ケアプランセンター

・訪問看護ステーションアイケア札幌

株式会社元気な介護

・居宅介護支援事業所くらしさ

・福祉用具事業所くらしさ

３．介護保険対象外サービス

・介護保険対象外のサービスについては、別途料金がかかりますので、ご相談のうえご利用ください。